

国道国技第140号
令和7年2月14日

北海道開発局長 殿
各地方整備局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長
(公 印 省 略)

令和7年3月から適用する鋼橋積算基準の単価について

鋼橋積算基準(令和7年2月14日付け国道国技第139号)における単価については、下記のとおり決定したので通知する。

記

対象となる単価及び適用

1) 直接労務単価(鋼橋製作工) 31,200円

令和7年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。また、令和7年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和7年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

以上